

# 日本聖公会 管区事務所だより

日本聖公会管区事務所  
162-0805 東京都新宿区矢来町65  
電話 03(5228)3171 FAX 03(5228)3175  
発行者 総主事 司祭 三鍋 裕

## 首座主教に就任して

首座主教 ナタナエル 植松 誠

主に在る兄弟姉妹の皆様

主の平和がありますように。

この度、5月23～25日、東京で開催された日本聖公会第56(定期)総会で、私は首座主教に選出されました。私のような非力で弱輩の者が首座主教に選出されるとは思いもしなかったことであり、恐れおののき、心も震えています。しかし、総会で選出されたことの中に、皆様のお祈りとお支えがあったと信じ、その結果を厳粛に受け止めなくてはならないと今考えております。取るに足りない小さな器であることは主がご存じですから、あとはその主にお委ねしていけば、必ず導きや助けが与えられると信じます。また主教団を形成する教区主教の皆様が、共同の主教職として共にこの務めを担ってくださることを信じています。

主教また首座主教に求められているのは何かと考えています。それが政治的手腕や財政的先見、または深い学識や卓越した指導力だとしたら、私は残念ながら失格です。私は政治家でも経済学者でもなく、また神学者でもないし、カリスマ的な指導者でもないことを自認しています。そのような力量も器用さも持ち合わせていませんが、それでもこれまで一人の聖職者として生かされてきたことを、今私は改めて思い起こしています。

牧師であることを私は大いに楽しんで生きてきました。礼拝・祈りをし、聖書に聴き、信徒や人々に会うこと。これらはいつも私に生きる意味を教え、力を与えてくれます。教区主教として各教会を巡回し、共に礼拝を捧げ、食し、語り合うお恵みの他に、幸いなことに現在も教会の牧師として、病院や家庭を訪ねて聖餐式をし、臨終に立ち会い、また幼稚園でもチャプレンとして幼子やその家族の方々との交わりの中で、笑い、涙し、葛藤し、祈る機会があります。私にとって、主教、そして首座主教であることは牧会の現場の中で、まず牧師として生きることではないかと思えます。

## 会議・プログラム等予定

(前回報告以降追加)

および6月25日以降)

6月

- 5日(火) 聖歌集改訂委員会聖句索引委員会(川口)
- 7日(水) 青年委員会
- 13日(火) 聖歌集改訂委員会
- 15日(木) 聖公会/ローマ・カトリック教会翻訳作業会
- 16日(金) 広報主査会
- 20日(火) 聖歌集改訂委員会
- 25日(日)～26日(月) 正義と平和ジェンダープロジェクト(京都)
- 26日(月) 主事会議
- 26日(月)～27日(火) 聖歌集改訂委員会聖句索引委員会(京都)
- 27日(火)～28日(水) 聖歌集改訂委員会(京都)

7月

- 3日(月) 第1回女性会議関東方面打合せ会
- 4日(火) 常議員会
- 4日(火) 正義と平和委員会
- 5日(水) 青年委員会
- 6日(木) 教区制改革委員会
- 6日(木) 祈禱書等検査委員会
- 6日(木)～7日(金) 聖歌集改訂委員会聖句索引委員会
- 10日(月) 聖歌集改訂委員会聖句索引委員会(京都)
- 11日(火)～12日(水) 聖歌集改訂委員会(京都)
- 13日(木)～15日(土) 正義と平和ジェンダープロジェクト(京都)
- 21日(金) 聖公会/ローマ・カトリック教会翻訳作業会
- 24日(月)～25日(火) 文書保管委員会および作業会
- 26日(水)～28日(金) 聖歌集改訂委員会(京都)
- 31日(月)～8月1日(火) 書記局会議

8月

- 7日(月)～9日(水) 人権セミナー(京都)
- 11日(金)～16日(水) 日韓聖公会セミナー2006(河口湖)
- 16日(水)～19日(土) 第1回聖公会女性会議(スコレプラザ箱根)

日本聖公会をめぐる状況は大変厳しいと認識してはいますが、教会はいつの時代も決して順風満帆の中で歩んできたのではないことも確かです。危機感を持つことは大事ですが、それでもあせったり悲観的になったりせず、まず私たちが信じているキリストに必ず力があり、希望があり、解決があることに自信と喜びを持つこ

と、そのために祈り、聖書に聴き、礼拝に集うこと、そこから始めたいと思うのです。



## 日本聖公会第56(定期)総会を終えて

昔、ある老主教が言っておられました、「カトリックの神父が言っていたけれど、信徒が増えないのは神さまが働いておられないからだよ」。カトリックの神父さんだけではなく、ご自分もそう思っておられたのでしょうか。労多くして実りの少ない宣教の場に遣わされようとしている若い私に、「実りが少ないからといって落胆しないように。与えられた務めに忠実でさえあれば良い」との励ましだったのでしょうか。あるいは「仕事が上手いって、それはお前の努力や知恵によるものではない。神さまのお働きなのだから、決して思い上がることはないように。」との戒めだったかもしれません。不幸にして?この戒めは不要だったようですが。

そんなことを思い出しながら、まだ仮締め段階ですが、昨年(2005年)の統計表を見えています。現在受聖餐者数19,291名。まあ、現在受聖餐者の数は当てになりません。皆が元気をなくすといけないからと緩やかに数える場合もありますし、教区への分担金が増えないように厳密に数える場合もありますから。それでも統計表は信徒数の減少という全般的な傾向は示しています。2000年末の20,826名から5年間で1,535名の減です。悲観的に見えます。でも、私にはあまり悲観的には感じられないのです。どの時代もそうですが、色々な困難があります、意見の違いもあります。でも一緒に励まし合いながら歩ん

管区事務所総主事 司祭 ローレンス 三鍋 裕  
できました。これからも同じでしょう。神さまのお働きの顕われ方は、わたしたちの期待とは違うのかもしれませんが。み旨の中に生かされるものとして、教会が悲観的過ぎる理由はないように感じられるのです。もしも数字は数字として問題だとするのなら、2004年と2005年を比べれば、全体の1主日当たりの平均陪餐者数は約200名が増加しています。一人当たりの献金額も僅かですが増加しています。大切なことは悲観でも楽観でもなく、皆で励まし合いながら与えられた務めに忠実であることではないでしょうか。

総会が終わりました。諸報告の承認と議案の審議がなされましたが、可決された主な議案は主教選挙に関する定めの改定、女性問題担当者の任命、女性聖職の働きに関する調整委員会の設置、セクシャルハラスメント防止機関並びに相談窓口の設置、教区間協働に関する件、宣教150周年記念礼拝の実行委員会、また祈祷書に新たな改正が加えられました。どの議案も重要議案ですが、やはり聖歌集が改訂されたのは大きなことで、わたしたちの礼拝を新しくすることになりました。どれも日本聖公会をより良い教会にするために長い間の準備を経て提案され、可決された議案です。

決算・予算も承認されました。管区事務所からの切なるお願いは、管区事務所は総会で可

決承認された予算にしたがって職務に当たるといことを是非ご理解いただきたいのです。これは良いことだからドシドシ金を出せと無茶をいわれては困るのです。そうでないと総会の審議の意味がなくなります。

主教・司祭は男性に限るという議案は否決となりました。それぞれの信仰が言葉で表現されるとき、それは神学となります。しかし、なかなか一つの神学になりません。違った神学と神学が会うときにお互いに深められ、あるいは新しい気付きが与えられるでしょう。お互いに聴き合うのも「神を学ぶ」道の一つでしょう。アメリカ聖公会の総会では女性が総裁主教に選ばれました。優れたお方なのでしょうが、色々な反応

が出るかもしれません。しかし神さまご自身のお働きの器として召された者として、お互いへの尊敬を忘れない神学でありたいと願います。

なぜか冒頭の老主教の言葉を思い起こしています。「花は紅、柳は緑」。それぞれに良さが与えられているということでしょうが、私もその理屈で拾ってもらいました。「恩寵の大河を悠々と流れて行こうや」。カリカリせず、バタバタ慌てずいでしょうか。違いがあっても「新しい聖歌集」で一緒に賛美を歌う余裕を持たないと…。この次々と話題の多いときにこそ、先ず生きて働いておられる神さまに聴き、お互いに聴き、一緒に賛美する教会の姿を大切にしたいと思うのです。

## 主事会議

第55(定期)総会期第20回 5月16日(火)

### 1. 総会提出議案について

管区事務所提出の追加議案について確認  
(1) 教育基本法の「改正」に反対することを決議する件

(2) 狭山事件に関して要請文を東京高等裁判所と東京高等検察庁に送付する件

(3) 沖縄・辺野古への新たな米軍基地縮小を求めることを決議する件

### 2. パキスタン・ペシャワール教区のミッションホスピタル施設・設備改善のための資金調達の支援について

1) 地震被災後の復興事業として位置づけて支援する。

パキスタン北部地震の募金総額は519万円、ペシャワール教区に送金後の預り金は現在約217万円であるが、この残金を上限として支援。

2) 海外緊急援助資金より、募金以前に320万円支出しているが、同資金への募金戻し入れはしない。

### 3. エルサレム教区と日本聖公会管区事務所

## の将来の関係について

4. 日本聖公会ホームページについて  
次回以降の会議 6月26日(月)

## 各教区

### 中部

・教区センター起工式 6月17日(土)10時

### 京都

・聖職按手式 7月1日(土)10時半 京都教区主教座聖堂(聖アグネス教会) 執事按手  
志願者: 聖職候補生 アンナ三木メイ

### 神戸

・2006年広島平和礼拝 8月5日(土)~6日(日) 広島復活教会 主催: 神戸教区宣教部 説教: 谷昌二主教 プログラム: カトリックと合同での平和行進、平和礼拝、その他

### 沖縄

・沖縄教区「慰霊の日」礼拝6月18日(日) 15時 北谷諸魂教会 司式: 谷昌二主教、説教(証言)石原絹子執事  
・「慰霊の日」礼拝 沖縄戦終焉の日に祈る

6月23日(金)19時 北谷諸魂教会

† 逝去者 霊魂のパラダイスにおける光明と平安を祈ります。

関係諸団体等

・第49回日本聖公会関係学校教職員研修会 8月21日(月)~23日(水)(大阪)

司祭 サムエル大野俊朗(東京教区・退職、元日本聖公会教務院主事)

主題「今、学校に求められるもの」

2006年6月18日(日)逝去(80歳)

## 2006年日本聖公会人権セミナー開催

主 題： 「人の世に熱あれ、人間に光あれ」 水平社宣言に学ぶ

主題聖句：「あなたこそエル・ロイ(わたしを顧みられる神)」(創世記16:13)

日 時： 2006年8月7日(月)14時~8月9日(水)13時

場 所： 日本聖公会京都教区センター,ザ・パレスサイドホテル

参加費用：20,000円(宿泊費、食費、資料代)当日集めます。

主 催： 日本聖公会管区人権担当,京都教区宣教局

申 込 先： 日本聖公会管区事務所まで 申込用紙に記入しFAXまたは郵送

締 切： 7月20日(木)

問 合 せ 先： 濱生正直(九州教区・福岡教会)TEL 092-751-0097 FAX 092-751-9916

三浦恒久(京都教区・桃山基督教会)TEL&amp;FAX 075-611-2790

鈴木 慰(東京教区)TEL 0424-75-1314

\*プログラム詳細は、各教会あて送付の案内をご覧ください。

## 《人 事》

## 東京教区

聖職候補生 ルカ山崎正浩 2006年4月30日付 聖職候補生認可取消

聖職候補生 ブライアン・ケビン・シーバー

2006年6月4日 執事に按手される

&lt;信徒奉事者認可および分餐奉仕許可&gt;

2006年4月1日付 2007年3月31日まで

(東京聖十字教会) 宇田 晃、打田茉莉、佐藤恒昭、富川 洋

(聖マーガレット教会) 梶山順子

*The Liturgical Desk 年版予約受付申込 2007*

The Liturgical Desk CalendarおよびThe Liturgical Pocket Secretaryのご注文は予約のみにて受け付けます。価格未定。E-mailまたはFaxで下記宛、注文冊数、受取方法(郵送または管区事務所来所)、連絡先(郵送ご希望の方は住所も)をお知らせください。

E-mail: matsumoto.po@nssk.org Fax: 03-5228-3175

予約受付:**2006年7月末日まで**。以後のご注文、キャンセルは出来ません。ご希望の方は忘れずに今すぐご連絡ください。(係/松本)

(目白聖公会)	小笠原安子、小川昌之、篠宮慶次、高瀬恵介、濱口 俊
(東京聖三一教会)	五十嵐美奈、後藤 努、中野 誠、村上道夫、湯田正範
(聖愛教会)	大洞勝彦、菊地英彰
(小金井聖公会)	三田昭夫
(清瀬聖母教会)	菅浪正雄、工藤敦司、麦倉 稔

横浜教区

司祭 ラファエル宮崎 仁 2006年5月9日付 「柏聖アンデレ教会」伝道所牧師の任を解き、柏聖アンデレ教会牧師に任命する。

<信徒奉事者認可>	2006年5月9日付
(林間聖バルナバ教会)	アンブローズ久保田 智
(清里聖アンデレ教会)	モーセ輿石祐爾
(市川聖マリヤ教会)	クライド宮下栄吉、ヨシユア太田欽也

大阪教区

<信徒奉事者認可>	2006年5月1日付
(大阪聖三一教会)	アブラハム大西 温

## 《 移 動 》

教会・諸施設

島田伝道所(横浜)	郵便物宛先変更	427-0018 島田市旭町1-10-22 森 信也様方 電話0547-36-0791
長岡聖ルカ教会(中部)	FAX番号変更	0258-33-3078(電話と共通)
一宮聖光教会(中部)	FAX番号変更	0586-24-3666(電話と共通)

日本聖公会第56(定期)総会決議事項

## 可決議案

決議第1号(第1号議案可決)	新議員・新代議員歓迎の件
決議第2号(第2号議案可決)	逝去者記念の件
決議第3号(第3号議案可決)	日本聖公会の法規の一部を改正する件(第1章)
決議第4号(第4号議案可決)	日本聖公会教区主教選挙規則の一部を改正する件
決議第5号(第5号議案可決)	日本聖公会教区主教選挙候補者推薦管理委員規程
決議第8号(第8号議案可決)	日本聖公会古今聖歌集改訂の件
決議第9号(第9号議案可決)	日本聖公会古今聖歌集等の使用許可の件
決議第10号(第10号議案可決)	礼拝委員会の任務の一部改定の件
決議第12号(第12号議案可決)	聖餐式において用いる詩編を確定する件
決議第13号(第13号議案可決)	祈祷書の教会暦を一部読みかえ、その試用を認める件
決議第14号(第14号議案可決)	日本聖公会祈祷書一部改正の件
決議第15号(第15号議案可決)	日本聖公会宣教150年記念礼拝実施の件
決議第16号(第38号議案可決)	沖縄・辺野古への新たな米軍基地建設に反対し、各地の米軍基地縮小を求めることを決議する件

- 決議第17号(第39号議案可決) 教育基本法の「改正」に反対することを決議する件  
 決議第18号(第40号議案可決) 狭山事件に関して要請文を東京高等裁判所と東京高等検察庁に送付する件  
 決議第19号(第18号議案可決) 女性の司祭に関わる諸問題を取り扱う特別委員会を設置する件  
 決議第20号(第19号議案可決) 日本聖公会管区に女性に関する課題の担当者を置く件  
 決議第21号(第20号議案可決) 教区間協働を具体的に推進・試行する取り組みに関する件  
 決議第22号(第21号議案可決) セクシュアル・ハラスメント防止機関ならびに相談窓口設置のためのモデルを策定する件  
 決議第23号(第16号議案可決) 正義と平和委員会継続の件  
 決議第24号(第17号議案可決) 青年委員会設置継続の件  
 決議第25号(第22号議案可決) 生野センター運営に日本聖公会が参加する体制継続する件  
 決議第26号(第23号議案可決) 沖縄週間継続の件  
 決議第27号(第24号議案可決) 大斎克己献金全国活動推進の件  
 決議第28号(第41号議案可決) 年金の将来を検討する特別委員会を継続して設置する件  
 決議第29号(第25号議案可決) 「神学校のために祈る日」を継続する件  
 決議第30号(第26号議案可決) 「海の主日」奨励と信施奉獻継続の件  
 決議第31号(第27号議案可決) 「日本聖公会青年活動のための日」を継続する件  
 決議第32号(第28号議案可決) 「社会事業の日」信施奉獻運動を継続する件  
 決議第33号(第29号議案可決) 「人権活動を支える主日」を継続する件  
 決議第34号(第30号議案可決) 管区事務所総主事指名承認の件(司祭 三鍋 裕)  
 決議第35号(第31号議案可決) 常任の委員指名承認の件  
 決議第36号(第32号議案可決) 2004年度・2005年度管区一般会計決算承認の件  
 決議第37号(第33号議案可決) 2006年度管区一般会計補正予算案承認の件  
 決議第38号(第34号議案可決) 2007年度・2008年度管区一般会計予算案承認の件  
 決議第39号(第35号議案可決) 収益事業会計2004年度・2005年度決算承認の件  
 決議第40号(第36号議案可決) 収益事業会計2006年度収支補正予算案承認の件  
 決議第41号(第37号議案可決) 収益事業会計2007年度・2008年度収支予算案承認の件  
 決議第42号(第1号動議可決) 謝意表明の件(首座主教)  
 決議第43号(第2号動議可決) 謝意表明の件(退任管区諸委員長および委員)  
 決議第44号(第3号動議可決) 謝意表明の件(東京教区、牛込聖公会聖パルナバ教会、管区事務所職員、書記、補助書記)
- 否決議案  
 決議第6号(第6号議案否決) 日本聖公会法規の一部を改正する件(第2条)  
 決議第7号(第7号議案否決) 日本聖公会法規の一部を改正する件(第20条)  
 決議第11号(第11号議案否決) 日本聖公会祈祷書に、天皇のため、皇室のための祈りを加える件

選挙結果 首座主教 主教 ナタナエル植松 誠  
 常議員 主教 植田仁太郎(東京) 主教 五十嵐正司(九州)  
 司祭 関 正勝(東京) 司祭 興石 勇(北関東) 司祭 相澤牧人(横浜)

池住 圭(中部)、山田益男(東京)、倉石 昇(横浜)

常任の委員〔主教会指名・総会承認〕

祈祷書等検査委員(長)司祭 相澤牧人(横浜)、鈴木 一(東京)、保坂久代(東京)  
 文書保管委員(長)司祭 入江 修(横浜)、諫山禎一郎(東京)、名取多嘉雄(横浜)  
 会計監査委員(長)岩永昌幸(横浜)、塚田一宣(中部)、松村祐二(北関東)

## 日本聖公会第56(定期)総会報告

5月23日(火)~25日(木)、牛込聖公会聖バルナバ教会を会場に、日本聖公会第56(定期)総会が開催された。(議長 宇野 徹首座主教、副議長 谷 昌二主教、書記長 鈴木伸明司祭)

主教議員11名と11教区より聖職・信徒代議員各2名の44名、計55名全員の出席があり、3日間にわたって議事が進められた。また、総会ゲストとして、日本キリスト教協議会総幹事山本俊正師、ナザレ修女会美代志霊母、日本聖公会婦人会会長尾松澄代氏をお迎えした。

議事は、儀礼決議、諸報告、議案審議、選挙からなり、議案審議は(1)法規関係、(2)祈祷書・聖歌・礼拝関係、(3)委員会設置、諸活動推進・継続、(4)奉獻運動、(5)要請・意見表明決議、(6)主教会指名議案、(7)予算・決算関係 とおおむね7つに分類される。

### 可決された主な議題について

法規関係：主教選挙等に関する検討委員会提出「主教選挙規則の一部を改正する件」およびこれに伴う「教区主教選挙候補者推薦管理委員規程」。この改正の内容は、従来の議場における候補者推薦の方法に加えて、事前に候補者についての情報を得られるようにしたこと、後継主教を按手することができるようにしたこと、教区主教の定年前の退職についての規定を明確にしたこと、等である。

祈祷書・聖歌・礼拝関係：古今聖歌集改訂の議案審議に最も多くの時間が割かれた。委員会に課せられた膨大な作業量から、議案として十分に整っていないとの意見もあったが、提

案者である聖歌集改訂委員会から付帯事項が付された修正議案が出されて、可決された。

委員会設置、諸活動推進・継続：正義と平和委員会(継続)、青年委員会(継続)、年金の将来を検討する特別委員会(継続)、女性の司祭に関わる諸問題を取り扱う特別委員会(新設)。また日本聖公会管区に女性に関する課題の担当者を置くこと、セクシュアル・ハラスメント防止機関ならびに相談窓口設置のためのモデルを策定すること、2009年に日本聖公会宣教150年記念礼拝を実施すること、教区間協働を具体的に推進・試行する取り組みを各教区が積極的にを行い、その経験の報告を2007年末までに教区制改革委員会に報告すること、が決議された。

諸献金奉獻運動：大斎克己献金、聖公会生野センターのため、神学校のため、海の主日、社会事業の日、これらをすべて2010年まで継続する。

要請・意見表明決議：(1)教育基本法の「改正」に反対することを決議する件(2)狭山事件に関して要請文を東京高等裁判所と東京高等検察庁に送付する件(3)沖縄・辺野古への新たな米軍基地縮小を求めることを決議する件

また、2000年の第52(定期)総会から続けられている「人権に関する学びの時」は、総会第1日目の午後5時から1時間、全生園の金子保志氏(東京教区聖フランシス・聖エリザベス礼拝堂信徒)を迎えて、ご自身が受けたハンセン病患者としての差別、苦難の体験をお話しいただいた。

選挙結果は前掲の通り。

(総務主事・阪田隆一)

**決議第16号**

本総会は、沖縄・辺野古への新たな米軍基地建設に反対する下記決議文を採択し、日本聖公会の全教会にこの決議文を配布すると共に、この出来事と深く関る米国にて宣教活動に取り組むアメリカ聖公会、また日本政府と主な政党にこの決議文を送付する。

## 決議文

わたしたち日本聖公会第56(定期)総会は、主にある兄弟姉妹、またすべての人々の上に、主の平和が豊かにありますようにと祈ります。また同時に、わたしたちは、平和の主であるイエス・キリストに従う者の群れとして、沖縄・辺野古への新たな米軍基地建設に断固として反対し、各地の米軍基地の縮小を求めます。

今年5月1日、日米両政府は、在日米軍再編最終合意の中で、「普天間飛行場代替施設を辺野古崎とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置」する、と発表しました。

顧みれば、名護市辺野古への米軍基地建設の動きは、今からちょうど10年前の1996年、日米両政府による「米軍基地整理・縮小」案の一部である「普天間基地返還」に伴い、起こされていきました。

1997年、辺野古の人々は立ち上がり「命を守る会」を結成。後に結成される「ヘリ基地建設反対協議会」と、また徐々に全国からの有志も集い、以来10年に及ぶ辺野古での基地建設阻止活動に取り組んでこられました。

日本聖公会は、1986年に沖縄の歴史と現実を重要な切り口として「日本聖公会全体として、正義と平和の課題に取り組むため」と正義と平和委員会を設置。1995年からは、沖縄の正義と平和の課題を日本聖公会全体の重要な宣教的課題として広く共有しようと、計12年にわたり『『沖縄週間』の設置』を決議し、「沖縄の旅」を実施し、貴重な学びまた沖縄に生きる人々との交流を経験しました。

さらに、1996年第49(定期)総会では、『日本聖公会の戦争責任に関する宣言』として「戦前・戦中に日本国家による植民地支配と侵略戦争を支持・黙認した責任を認め、その罪を告白し、「敗戦後、すみやかにこの過ちを認めなかったこと・・・(中略)・・・和解と補償のために積極的に働くことなく今日にいたったことを、神の前に告白し、アジア・太平洋の人々に謝罪します。」と述べ、さらに「神の民として正義を行うことへと召されていることを自覚し、平和の器として、世界の分裂と痛み、叫びと苦しみの声を聴きとることのできる教会へと変えられることを祈り求めます。」と表明しました。

これらの重要な取り組みを基礎とし、昨年2005年7月からは辺野古での基地建設阻止活動と協働してきました。これまで各教区から青年たちを主におよそ30名が座り込みに参加し、沖縄の旅参加者も加えれば80名以上がこの現場に関わりました。

現場に関わった人々が、直接見聞きし、知らされてきたことは、この基地建設阻止活動が、何より「命どう宝」を体現する命のための闘いであること。「次の世代の子どもたちや孫たちのために基地は要らない、命の海を残して行きたい」と地元の高齢の人々が中心となって取り組まれている



こと。地上戦を経験した沖縄の地でこの悲しみを繰り返さないばかりでなく、戦争加害者とならないための行動であること。さらに、海岸での座り込みも海上での阻止行動も、一貫して完全非暴力を貫いている姿でした。

わたしたちは、平和の主であるイエス・キリストに従う者として、この辺野古の人々の思いと行動にこそ共感し、これからも協働します。

キリストにつながる教会の使命は、「死の文化」ではなく「命の文化」をこそ作り出すことです。わたしたちは、この大切な使命のためにアメリカ聖公会と連帯します。

現在、日米両政府により、強引に押し進められている在日米軍再編の動きは、決して、貴い人間の命を大切にす真の平和にはつながりません。そればかりか、今回の実質的な基地の増強と拡大は、新たな基地被害を生み出すこと、自然破壊の拡大へとつながります。わたしたちは、辺野古への新たな米軍基地建設の即時撤回と共に、各地の米軍基地の縮小・撤廃を求めます。

---

## 決議第17号

**本総会は、教育基本法の「改正」に反対する下記決議文を採択し、日本聖公会の全教会にこの決議文を配布すると共に、主な政党にこの決議文を送付する。**

### 決議文

わたしたち日本聖公会第56(定期)総会は、主にある兄弟姉妹の皆さんに、主の平和が豊かにありますようにと祈ります。

政府・与党は4月28日に教育基本法改正案を国会に提出しました。教育基本法は、日本国憲法と同じ1947年に施行され、その前文にもあるように日本国憲法の「理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」として、憲法の理想を教育において実現するために制定されたものです。

現行の教育基本法前文に、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」とありますが、ここには個人の尊厳の尊重が、真理と平和を求める人間を育てることになるという人間に対する深い洞察があります。

わたしたちは、主イエスが子どもたちを招き、抱き上げ、手を置いて祝福された物語を知っています。一人ひとりの子どもたちが、ありのままの姿で主イエスから祝福されているという福音は、個人の尊厳の尊重を基調とする現行の教育基本法と深く共通するものです。一人ひとりの人間が神に愛されているかけがえのない存在であるという認識が、他の存在を尊重する心を養い、真理と平和を求める人間を育てることになるからです。

改正案の前文には、「公共の精神を尊び」「伝承を継承し」が付け加えられ、さらに教育の目標の条文には、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」とあります。これらは個人の内面の問題です。

「国旗・国歌法」が制定された後、教育現場や地域社会で、「日の丸・君が代」が事実上強制されている現実を見ると、この改正案が成立することによって、国と政府が、子どもたちや個人の内面により強く介入してくるであろうことは当然予想されることです。

---

さらに近年立て続けに成立した「有事法制」「イラク支援特別措置法」、そして現在の平和憲法「改正」の動きを見ると、教育基本法の「改正」の意図は明白です。それは戦争ができる国を目指し、国家の政策に忠実な人間を育てようとするものです。

わたしたちは、現行の教育基本法が、教育現場で十分に実行されてこなかったことを思います。子どもたちは、常に評価の対象とされ、一人ひとりの尊厳を重んじられてこなかった現実があります。わたしたちは教育基本法の「改正」ではなく、現行の教育基本法の教育現場での徹底をこそ求めるものです。

戦争放棄という主イエスの教えに忠実な平和憲法の理想を実現するため、また神によって命を与えられた一人ひとりの尊厳が重んじられるために、わたしたちは、教育基本法の「改正」に反対します。

2006年 5月25日

日本聖公会第56(定期)総会

議長 首座主教 宇野 徹

---

### 決議第18号

狭山事件弁護団は2006年5月23日に第三次再審請求を出しました。本総会はこれまでの経過を踏まえる中で、この第三次再審請求を支持し、一日も早く公正な裁判が開かれるよう「東京高等裁判所で事実審理を行う」こと、並びに「東京高等検察庁への全証拠開示」を骨子とする、以下の要請文を決議し、これを東京高等裁判所と東京高等検察庁に送付します。

100-8933 東京都千代田区霞が関1-1-4  
東京高等裁判所 御中

2000年の日本聖公会第52(定期)総会以降 第55(定期)総会まで、総会毎に裁判所へ、狭山事件の事実審理をし、再審を開始するよう要請してまいりました。また、検察庁に対しても全証拠の開示を迫る要請を決議いたしました。しかし最高裁判所は、多くの証拠を検察に開示させないばかりか、弁護団提出の証拠についての鑑定書、意見書について弁護側の意見を聞くことも無く、事実審理もすることなく、2005年3月16日第二次再審の訴えを棄却しました。

2006年5月23日、狭山弁護団は、狭山事件について第三次の再審請求をいたしました。東京高等裁判所は、第二次再審において鑑定人尋問など十分な証拠調べ事実調べもせず、一方的、かつ市民常識からかけ離れた裁判指揮を取り、真実に向き合った裁判をしませんでした。

今回の第三次再審請求審の中では、今までの狭山事件に対する裁判官の心証を吟味し、旧証拠と新たに出された証拠との総合判断に心を向け、真実に向き合うという誠実と真摯な態度で裁判に臨み、事実審理を行うよう要請いたします。

狭山事件の第二次再審までの有罪決定は市民常識として疑問だらけです。また、脅迫状をめぐる重大な新事実も次々明らかとなり、国民的注目が集まっています。今日、国民の司法参加の

---

時代を間近にひかえて、貴東京高等裁判所が、国民の司法に対する期待にこたえ、狭山事件の再審請求に対して公正・公平な裁判をおこなうよう要請します。十分な証拠調べ、全証拠の開示を保証し、狭山事件の再審を開始するよう求めます。

また、東京高検が弁護側の証拠開示請求に応えようとしないうちに強い不信と不正義を感じています。新証拠を必要とする再審請求において、検察官の手持ち証拠を開示しないことは正義に反します。特に、検察官手持ち証拠のリスト、ほか弁護側の要求する全証拠の提示を求めるのは当然です。少なくとも証拠リストを直ちに弁護側へ開示するよう東京高検に勧告、命令をおこなうよう求めます。

2006年5月25日  
日本聖公会第56(定期)総会  
議長 主教 宇野 徹

100-8904東京都千代田区霞が関1-1-1  
東京高等検察庁刑事事務課 御中

2000年の日本聖公会第52(定期)総会以降第55(定期)総会まで、総会毎に裁判所へ向け、狭山事件の事実審理をするよう要請してまいりました。また、検察庁に対しても全証拠開示の要請を決議し、検察庁に要請してまいりました。しかし今日に至るまで全証拠が開示されないままになっております。

以上のことから、東京高等検察庁に対し以下のことを要請いたします。

2006年5月23日、狭山弁護団は、狭山事件について第三次の再審の請求をいたしました。東京高等検察庁に、国民の税金を使って集めた狭山事件に関する全証拠を開示するよう要請いたします。公正な裁判が開かれることは貴検察庁に置かれても同じ思いと考えます。それには全ての証拠の下で裁判が開かれなければなりません。証拠は検察庁一人の財産ではなく、公の財産です。公開することに意味があるはずで。

国際人権<自由権>規約委員会は、弁護側が証拠開示を受ける機会を保障するよう実務の改善および法的な整備を勧告しています。新証拠を必要とする再審において検察官の手持ち証拠を開示しないことは正義に反します。とくに狭山事件においては、東京高等検察庁が積み上げると2~3メートルも未提出資料があると認めながら、弁護側に全く開示されないまま、狭山事件の石川さんの訴えが棄却されたことに、わたしたちは不公平・不正義を強く感じています。直ちに、貴東京高等検察庁が狭山事件に関わる手持ち証拠、とりわけ証拠リストを弁護団に開示するよう求めます。

2006年5月25日  
日本聖公会第56(定期)総会  
議長 主教 宇野 徹

教区制改革委員会から

## 教区間の協働

こんな事例、こんなアイデア

教区制改革委員会では、教区同士が互いに知り合い、将来の教会共同体のあり方を探るために、より豊かな教区間協働を進めようと呼びかけています。今年に入ってから的事例をご紹介します。参考にいただければ幸いです。

3月28日 - 4月1日、九州教区主催「長崎に立つ2006」

参加者は、九州教区13名、東京教区3名、中部教区1名、京都教区6名、神戸教区3名。

4月29日、京阪神3教区の有志によるサッカー大会と交流会 27名参加  
8年目、第16回。

5月13日、柏聖アンデレ教会伝道所が教会として設立認可される。

関東三教区(横浜・東京・北関東)の協働が結実したもの。

5月31日(水)~6月1日(木)、草津において北関東・中部教区合同教役者会を開催。それぞれの教区の現在取り組んでいる宣教課題を共有する。

6月20日~22日、京都教区教役者修養会に大阪教区教役者が参加  
大阪教区は昨年よりも積極的な関わりを予定している。

9月9日、大阪教区、京都教区合同の礼拝セミナー

この準備のため、両教区の担当者の合同会議を5月29日に予定。

大阪教区と京都教区は、教区制改革委員会からの要請を受けて、教区間協働のモデル教区となることを了承しています。  
(教区制改革委員会委員 京都教区主教 高地 敬)

## 台湾のハンセン病療養所を訪ねて

5月1日から6日まで、カトリックさいたま教区の「イエスの食卓献金伝達大使」の一員として、台湾を訪問する機会を得ました。イエスの食卓献金とは、毎週金曜日の食卓に主イエスを招き、その食事代を献金するという運動で、集められた献金はアジア地域に贈られます。ただ献金を贈るだけでなく、その地の人びとと交流するのが、伝達大使というわけです。今回は台湾が選ばれ、ハンセン病療養所である楽生院と台東の先住民のカトリック教会とを訪問しました。

わたしは25年前に、楽生院内の教会で宣教師をしていたことがあり、楽生院を訪問すると聞いて、参加させてもらいました。

宣教主査 司祭 エレミヤ・パウロ 木村 直樹

日本において、ハンセン病は、1996年のらい予防法廃止、2001年の国家賠償請求訴訟の勝訴などで、社会に関心を呼びましたが、それまでは、日本の療養所は完全に社会から隔離され、人びとから忘れ去られた存在だったことは、皆さんもご存じだとおもいます。

25年前の楽生院も同じような状況でした。訪れる人といえば、宗教関係者が主で、一般人の訪問はほとんどありませんでした。ただ日本と違い、治療薬が登場した1950年代からは、強制隔離、強制断種などは行われなくなり、院内で生活する回復者の中には子供と一緒に生活している人もいました。

今回の訪問で驚いたのは、療養所の回復者が自治組織を作り、国や自治体と闘っている姿でした。闘いの目的は楽生院の建物保存です。楽生院のある新莊市は現在、台北市の郊外ということもあって、住宅地となっています。そして都市政策の一環で、楽生院を壊し、地下鉄の整備工場にする計画が持ち上がり、すでに半分近くの建物が壊されていました。

楽生院は1930年の日本時代に建てられ、その当時の建物が現在も残されています。この建物の歴史的価値を、この地を訪問した建築を学ぶ台湾の大学生たちが見出し、彼らは建物保存を求めて楽生青年連盟を作り、保存運動を

始めました。療養所で暮らす人びとは、この運動と、日本におけるハンセン病回復者たちの人権運動に励まされて、自治組織である楽生保留自救会を結成したのです。

25年前に出会ったTさんは、当時、酒と博打で日々を過ごしていました。ところが今は、人権回復運動の先頭に立っています。彼はわたしに次のように言いました。「あの頃は、この療養所の中で死を待つばかりだった。未来がなかった。でも今は、学生たちが自分たちを支援してくれている。人権が自分たちにもあると分かった。だからこうして闘っている。」この闘いと何らかの形で連帯したいと願っています。

## 第2回パキスタン出張報告

管区事務所渉外主事 八幡眞也

期間:2006年2月24日から3月20日(第2回派遣)

滞在场所:パキスタン North West Frontier Province BalakotのShohal Tent Village

メンバー:聖路加国際病院医師・看護師

2月24日 - 3月6日:医師:1名、看護師1名、調整員1名

3月3日 - 3月13日:医師2名、看護師1名、調整員1名

3月10日 - 3月20日:医師1名、看護師2名、調整員1名

3月13日 - 3月16日:田代聖路加国際看護大学教授

2月24日 - 3月20日:八幡眞也

現地状況(ショハールテント村)

前回訪問と比較してテント村全体が明るくなっていました。前回訪問の際は各家庭のテントの外に出ている人を見掛ける事が非常に少なかったが、今回は子どもはテントの外で自由に遊んでいるし、男性成人はグループを作って雑談をしている光景をよく見かけた。

当初からこのテント村は2006年3月末で閉鎖すると言われていた。前回の訪問の際は住人がテント村に移ってきた直後であり、また季節的に冬に向かっていたのでこの事を真剣に受け止める余裕が無かったようであるが、今回は住民全員が真剣に受け止めていて、滞在後半の時期には所持品をすべてトラックに積み込んで村を出て行く人が全体の約30%あった。軍の部分的な撤退も開始されていた。

テント村の外の状況がかなり変化していて、多くの医療関係のNGOが撤退していた。その中で一番インパクトがあったと思われる変化はUAEの医療施設の撤退である。1日平均500名の患者に対して医療活動を行っていた。この大きな医療施設が無くなったので我々の運営しているショハールテント村の診療用テントBHU (Basic Health Unit) にテント村以外の患者が増えた事は理解できる。

医療活動

現地人による医療体制は医師1名、看護師1名、薬剤師1名、ラボテクニシャン1名、整体医療師1名であった。医師以外の医療内容はきち

んと決まり事があるのではなく、必要な事を各自がやっているという感じであった。

この中で聖路加国際病院の医師達はテント村のBHUで医療行為をしたり、週1～2回の頻度で巡回医療活動に行ったりした。BHUでは1日60名程度の患者数、4輪駆動車による巡回医療では1箇所10名～40名程度であった。診療開始3日後に現地語と日本語間の通訳を雇用する事が出来たので、医療活動は非常にスムーズに行なえた。

現地医師は日本人医師達の技術力を高く評価し、患者への対応の仕方についても高く評価していた。協働作業が出来た事は日本人医師達にとっても現地人にとってもとても有意義であったし、良い人間関係を築く事が出来たのはとても良かった。このような医療活動が出来た理由の一つは現地の通訳を活用できた事である。この通訳は現地医師のナシルさんが紹介してくれた2名の内の1名で、十分な日本語で活躍してくれた。彼自身も被災者の1人であり、また、他の被災者の支援活動をしていた中でこの通訳の機会に出会ったようである。現地の生活様式や文化などについても解説してくれる場合があり、理解を深める事が出来た。

田代教授(聖路加看護大学)のペシャワール訪問

聖路加看護大学がどのような形で被災者支援活動に参加できるかを調査するために、ペシャワール教区被災者支援活動の責任者達(Mr. Pervez Ghouri, Dr. David Johnson)と協議した。私はバラコットに滞在する必要があったのでこの協議には参加できなかったが、後で受けた報告によれば、看護大学院生のカリキュラムの一部として、現地看護師・助産師の教育の一環を担う事などが具体的に協議された。この訪問を機会に今後の方向付けに関して看護大学とペシャワール教区が直接協議をしてもらうことになった。

#### ミッションホスピタルの支援

被災者の支援を継続するためにはベースとなるペシャワールのミッションホスピタルを再建する必要がある。総合病院として再建するために金銭的支援が必要である事が訴えられた。病院の建物の再建と医療器具の整備などに約5万ドルが必要である。ペシャワール教区がこの金額全額を負担する事は不可能であり、外部の関係団体に支援を仰がなければならない。日本聖公会が一部支援が出来るか否かを検討する必要がある。

また、人的な支援に関してはミッションホスピタルと聖路加国際病院の間で直接協議してもらうように手配した。ミッションホスピタルの責任者であるMr. Ghouriや医療活動の責任者であるDr. David Johnsonと聖路加国際病院の玉木さんや石松医師の間で協議して頂く。

被災地(バラコット)視察

今回の3グループにも勿論バラコット視察の機



巡回診療の様子

会を作った。被災後既に数か月が経過していた事もあって現地では仮設の建物がどんどん出来ており、今の時点で被災状況を正確に把握する事は不可能であった。商店もかなりの勢いで出来ていて一見そこだけを見ていると何事も無かったような錯覚を起こす。

ようやく入手した災害前のパラボットの状況を写真で見て、災害がいかに酷かったかが良く理解できた。写真で見られる沢山の数階建ての建物がほぼ全数全く後かたを残さず無くなっている。残っているのは瓦礫のみ。このような状況の中でテント村を退出して元住んでいた所に帰らなければならない事は、心理的にきつと感じる人が多いであろう事は容易に想像できるし、実際ショールームの住人達でテント村退出に関して快く思っていない人は多々ある。この事を管理している軍関係者に訴えていた。

パキスタン人と接して感じた事前回と今回の訪問で何人かのパキスタン人と接したが、その際に私が感じた事を述べてみたい。

時間に関してはのんびりとしている事が多いが、殊に食事時間は朝食が9時頃、昼食が2時、夕食は8時以降と私が日本で経験している事との差が大きかった。約束の時間を決めても幅があり少なくとも1時間の誤差を考えておかなければならない。

客をもてなす事に関してはとても徹底している。チャイ(ミルクティーでとても甘い)とクッキーや食事でもてなす事が多いようだ。訪問すると必ずチャイでもてなしてくれる。もてなしが良くても時間の感覚に欠けているので問題が起こる事がある。第5グループが日本に出発するため、イスラマバードの空港に行く際に現地人の家に立ち寄って家族とお茶を一緒にしてほしいと言われた。パキスタン流の時間の感覚を考慮す

ると、どんな事があっても空港には出発2時間前迄に到着していなければならないと考えているにもかかわらず、その時刻になってもなかなか車を出してくれそうでなかった。仕方なく失礼を承知で強引に飛行場に行くように指示をした。

このように、もてなしが時には押し付けに近く



テント村の子供たちと聖路加国際病院の看護師と

なってしまう事を何度か経験した。私達が海外からお客様を呼んでもてなす際に、同じような間違いを起こさない事が大切である。

\*

聖路加国際病院のパキスタン北部地震医療支援活動の推進に尽力された同病院医事課マネージャー 玉木真一氏が、6月4日、急逝された。この活動の中で果たされた氏の役割を思うと、誠に残念である。どうか、彼によって点された灯火を絶やすことなく、引き継がれていくように願っている。

これまでの玉木氏の働きを憶え、感謝と哀悼の意を表します。

2006年6月25日  
日本聖公会管区事務所  
総主事 三鍋 裕

第56(定期)総会は、日本聖公会祈祷書等に関する以下の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

1 決議第14号 日本聖公会祈祷書一部改正の件

日本聖公会祈祷書中の『使徒信経』の一部を以下のとおり改正することに協賛を求める。

下線部：改正(挿入)部分 \*

わたしは、<sup>てん ち つく めし ぜんのう ちち</sup>天地の造り主、全能の父である<sup>かみ しん</sup>神を信じます。  
また、その<sup>ひと</sup>独り子、わたしたちの主<sup>しゅ</sup>イエス・キリスト  
を信じます。主は<sup>せいれい</sup>聖霊によって<sup>やど</sup>宿り、おとめマリヤから  
生まれ、<sup>う</sup>ポンテオ・ピラトのもとで<sup>くる</sup>苦しみを<sup>う</sup>受け、<sup>じゅうじ</sup>十字架  
架につけられ、<sup>し</sup>死んで<sup>ほうむ</sup>葬られ、<sup>くだ</sup>よみに<sup>みつか</sup>降り、<sup>め</sup>三日目に<sup>し</sup>死  
<sup>にん</sup>人のうちから<sup>てん</sup>よみがえり、<sup>のぼ</sup>天に昇られました。そして  
全能の父である<sup>かみ</sup>神の<sup>みぎ</sup>右に<sup>ざ</sup>座しておられます。そこから主  
は<sup>い</sup>生きている<sup>ひと</sup>人と<sup>し</sup>死んだ<sup>ひと</sup>人とを<sup>さば</sup>審くために<sup>こ</sup>来られます。  
また、<sup>せいれい</sup>聖霊を<sup>しん</sup>信じます。聖なる<sup>せい</sup>公会、<sup>こうかい</sup>聖徒の<sup>せいと</sup>交わり、<sup>つみ</sup>罪  
の<sup>ゆる</sup>赦し、<sup>からだ</sup>体の<sup>えいえん</sup>よみがえり、<sup>いのち</sup>永遠の<sup>しん</sup>命を信じます

アーメン

2 決議第12号 聖餐式において用いる詩編を確定する件

『日本聖公会祈祷書』(1990年) 聖餐式文中の旧約聖書朗読後の詩編について、別表のとおり確定する。 \*\*

3 決議第13号 日本聖公会祈祷書中の教会暦の一部を読み替え、その試用を認める件

祈祷書中の教会暦のうち、「降臨節前主日」の名称を「聖霊降臨後最終主日・キリストによる回復(降臨節前主日)」と読み替え、次期総会までの間、試用することを承認する。

\* 祈祷書の改正は、連続する2回の定期総会の議を経て確定いたします。今回は第1回目の決議です。祈祷書の改正について、日本聖公会法憲第13条の規定は、次のように定めています。

法憲および日本聖公会祈祷書は定期総会の協賛を得た上次回定期総会に提出し出席議員3分の2以上の同意を得て確定する。

「使徒信経」は、祈祷書はさみ込み用のカードを作りますので、希望数をお申し出ください。ただし、現在信徒数を越える枚数分は、有料といたします。

\*\*「旧約聖書朗読後の詩編」は別添